

～被害者と共に考え、共に歩む～

vol.38

支援センターだより

生きる喜びが実感できる心豊かな社会を

「小さな親切」 運動静岡県本部 代表 伊藤誠哉

私どもが、個人会員の方から託された寄付金を、皆さまの活動にお役立ていただくため、軽乗用車1台を寄贈させていただいたのは、昨年8月のこと。その時、白井孝一センター長から、「これからは、いつでも犯罪の被害に遭われた方を訪問して支援を行うことができます」と、お礼の言葉をいただきました。

寄贈に先立ち、静岡県警察本部を通じてNPO法人静岡犯罪被害者支援センターの存在を知り、被害者ご本人やそのご家族に対する支援のため、ご自宅はもちろん、警察や裁判所、病院などに付き添う機会が多く、そのための足となる乗用車を必要とされていることを伺いました。

私ども「小さな親切」運動は、思いやりの心を大切に、どのような境遇に置かれた人であっても、等しく生きる喜びが実感できる心豊かな社会の実現を目指す活動です。その意味で、皆さまの活動は、私たちと志を同じくするものであり、お役に立てたことは大きな喜びです。

さて、静岡県警の調査によれば、犯罪被害者支援組織に対する社会の認知はまだまだ低く、私どもでも、一人でも多くの方々に知っていただくため、昨年11月の「小さな親切」運動の理事会で、白井センター長にご講演いただくとともに、私も静岡銀行グループの社内報に寄稿を行うなど、人々に関心をもっていただくよう努めております。

昨今の社会を見ると心痛める犯罪が増えているように思います。不幸にも犯罪被害者となり、希望を見失い、辛い生活を送っておられる方々に、少しでも心の平安が訪れるよう、私どもも皆さまとともに努力してまいりたいと思いますので、よろしくご指導をお願いいたします。



芙蓉ビル1階駐車場で車両贈呈式が行われました。

「小さな親切」運動静岡県本部 伊藤代表(左)から大鍵を受け取る白井センター長

～目次～

- 「小さな親切」運動静岡県本部からの車両寄贈
- 『認定NPO法人』認定
- 「犯罪被害者支援功労団体」
「犯罪被害者支援功労職員表彰」受賞
- 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2014」開催報告
- 遺族の手記「みかんのはな」vol.3発行
- 「質の向上研修上半期・下半期研修会」報告
- 賛助会費納入者・寄付者ご紹介、寄付のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
認定NPO法人(特定非営利活動法人)

静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-651-1011

受付時間：10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

『認定NPO法人』認定

平成26年9月24日、念願でありました『認定NPO法人』に静岡市から認定されました。

『認定NPO法人』に認定されますと、当支援センターへの寄付は、個人の場合は所得控除または税額控除の対象となる税法上の特例が適用されます。また、法人の場合には、寄付金の損金算入が認められます。

更に、『仮認定NPO法人』では認められていない相続や遺贈により取得した財産の寄付に対する控除が、『認定NPO法人』では適用になります。

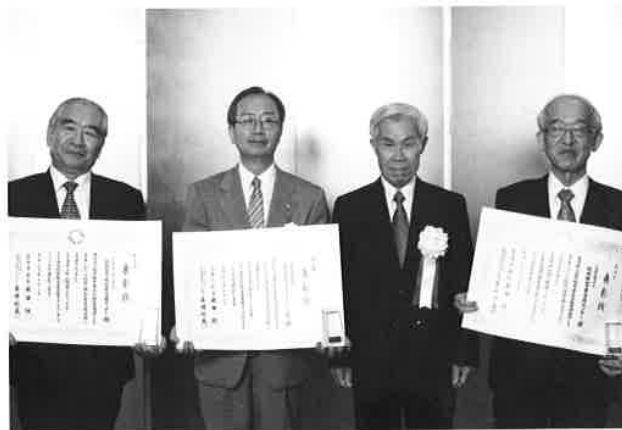
これからも、支援者の皆様に安心してご協力いただけるように、運営組織及び事業活動を適正且つ特定非営利活動の健全な基盤を有した法人として活動していきます。



静岡市役所において、認定書交付式が行われ、静岡市男女参画・市民協働推進課 長田主幹(左)から認定書が交付されました。

『犯罪被害者支援功労団体・ 犯罪被害者支援功労職員表彰』受賞

当支援センターは、平成26年10月3日(金)、東京都千代田区のイノホールにおいて開催されました全国被害者支援ネットワーク主催の「全国犯罪被害者支援フォーラム2014」において、犯罪被害者支援に功労があった団体として、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長から『犯罪被害者支援功労団体表彰』を受賞しました。また、藤原智代事務局次長には、全国被害者支援ネットワーク理事長より『犯罪被害者支援功労職員表彰』が贈られました。



左から山本専務理事兼事務局次長、被害者支援センター すすつぶぐんま紺理事長様、全国被害者支援ネットワーク 平井理事長様、秋田被害者支援センター内藤理事長様

「犯罪被害者等支援講演会inしずおか2014」 「闇サイト殺人事件の被害者遺族となって」

平成26年11月22日(土)、静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホールにおいて、静岡県・静岡県警察、静岡市との共催で講演会を開催し、第1部では、平成19年8月に起きた『闇サイト殺人事件』で、たった一人の家族である娘さんを亡くされた磯谷富美子様にご講演をいただきました。

事件発生から現在に至るまでの状況や、辛い現実と向き合い、闘ってこられた磯谷様の想いを知り、聴講された方々は、それぞれの立場で、これからの犯罪被害者支援について考え直す良い機会となりました。

◆ はじめに

事件が起きると事件に関するニュースは流れますが、遺された遺族のその後の生活は、なかなか表に出てこないためにわかりません。遺族は大切な人を亡くしたという直接の被害以外に様々な被害を被ります。今日は、一遺族として事件によってどのように生活が変化し、今日までどのように過ごし、何を思ったかをお話させていただきます。

事件から7年以上経っていますので、既に改善されたことやもともと行われていたことなどあると思いますが、私の体験として聞いていただきたいと思います。

被害者や遺族の痛みや苦しみを少しでもご理解いただくことが被害者支援に繋がる第一歩だと思います。被害者が二次被害等で苦しむことがないように、また同じような被害者や遺族を出すことがないように、司法も含め社会全体が変わっていくことを願います。

ここにいらっしゃる方は、自分や自分の大切な人は犯罪に巻き込まれることはないだろうとお考えではありませんか。私も親子はそうでしたし、考えたこともありませんでした。犯罪とは無縁な生活を送り、ささやかですがそれなりに幸せな毎日でした。しかし、突然、何の関係も落ち度もない娘が犯罪に巻き込まれ、惨殺されてしまいました。「無差別・強盗殺人事件」です。千葉県柏市で起きた「連続通り魔事件」、神戸市で起きた「小学1年生女児行方不明事件」等、今や誰が被害者となってもおかしくない社会であって、犯罪は遠いところに存在するものではないと認識せざるを得ません。

◆ 事件(DVD)

まずどのような事件であったのか、DVDを観ていただきます。事件から1年1ヵ月後の初公判前日にテレビで流れたものを録画したものです。～DVD放映～

何度観ても辛くて苦しいです。同時に犯人に対して強い怒りが込み上げてきます。このような者でも自首減刑されるのかと思うと納得がいかない気持ちでいっぱいになります。「無期懲役」は再び社会に戻ることできる刑です。この被告が出所して、皆様の家の隣や大切なお子さんやお孫さんの隣に住んだとしたら平気でし

ようか。どうか身近なこととしてお考えいただきたいと思います。

◆ 公判の経緯

この事件は、裁判員裁判がまだ始まっていなかったため、職業裁判官によって裁かれました。一審の判決は、被告三人の死刑求刑に対し、被告A、被告Bに死刑、先程のDVDに出ていた被告Cは自首減刑で無期懲役でした。検察も被告三人も控訴しましたが、後に被告Bが控訴を取り下げ、被告Bの死刑が確定しました。二審判決は、「被害者が一人である本件では、死刑選択がやむを得ないと言えるほど、悪質な要素があったとは言えない」とし、被告A、C共に無期懲役でした。

検察は被告Cの上告を断念し、被告Cの無期懲役が確定。被告Aのみ上告していましたが、2年前の7月11日付で最高裁は二審判決を指示し、上告を棄却。被告Aの無期懲役が確定し、結審しました。

◆ 遺体との対面

ある日突然の悲報は、当然受け入れることができません。警察署で事件後に会った娘は、ブルーシートに包まれていて、首から上が出ている状態でした。顔には何箇所にも青あざが広がっており、パンパンに浮腫んでいました。眉間や左頬、顎には傷があり、髪はまるで糊付けでもしたかのようにバリバリに固まって、大量の出血を想像させました。その左側頭部にはガーゼが当ててあり、傷口を隠してありました。そんな娘の姿を見て、強く抱きしめると痛いのではないかと思い、そっと撫でることしかできませんでした。当時のことはあまりよく覚えていませ



んが、後に姉から、「もうお母さんがいるから大丈夫、安心して。もう怖くないからね」と言いながらそっと撫でていたと聞きました。しかし、今でもはっきり覚えているのは、頬をつけた時の娘の頬の異常な冷たさです。亡くなったという現実を突きつけられたショックが、記憶として留まったのかもしれない。

警察署では顔の部分だけしか見ていませんでしたが、司法解剖を終え、物言わぬ姿で帰宅した娘の両手首は内出血が酷く、青あざが広がっていました。娘の唯一の自慢は、父親譲りの綺麗な手です。その手が無残に変色し、腫れているのを見ると、娘の恐怖が伝わってくるようで、何とも言えない悲しみに襲われたのを覚えています。後に刑事さんに、「手錠をかけられているだけで、あのように変色するものなのですか」と尋ねました。すると、「抵抗が激しいとなります」との言葉でした。どれ程怖かったことでしょうか。どれ程苦しかったことでしょうか。どれ程痛かったことでしょうか。そして、どれ程生きたかったことでしょうか。顔の青あざが少しでも隠れるようにと思い、姉と二人で化粧をしてあげた娘は白無垢をまとった花嫁のようでした。解剖の痕を隠すように頭を覆った綿のような物が綿帽子に見え、白装束が白無垢に見えました。

葬儀の手配は、娘が司法解剖に回されている間にしなければなりません。精神的なショックに加え、一睡もしていない朦朧とした頭では、人の手を借りなければできない状態でした。幸い身内が駆けつけてくれ、主になって手配をしてくれたので助かりました。このような時に慣れていらっしゃる方の手助けがあると、心身の負担が随分軽くなるのではないかと思います。

◆ 被害者の心情

この時点での私共は警察から事件の詳細な内容は聞いておらず、新聞で得た内容しか知りませんでした。そのため、まだ共犯者がいると思っていました。ネットで愉快犯の仕業ではないかと流れていると聞き、娘の最期の姿を確認するために、通夜や告別式に共犯者が現れるのではないかととても心配しました。そのため、ピリピリした緊張感の中で葬儀が執り行われることとなりました。警察はマスコミに流すくらい情報は、私共遺族にも教えて欲しいと思いました。そうであったら余計な神経を使うこともなかったでしょう。調書を取られるときに訊ねればよかったのですが、警察署に出向くというだけでとても緊張します。その上、姉と共に出向いた私共は別々にされ、調書を取られました。まるで悪いことをしたかのような緊張感です。質問をするものはばかられました。警察の方の『奴ら』という言葉尻から「犯人は一人ではないのですか」ということと、「娘はどのような

状態なのですか」「いつ会えますか」等訊ねたのを覚えています。調書を取り終え、部屋を出るときに聞いた「犯人は精神異常者でも少年でもありません。これは重大事件です」との言葉が何を意味するのか、当時の私には分かりませんでした。調書と言え、警察での調書作成ではとても不愉快な思いをしたという記憶しかありません。取る方にとってはいつもの仕事の一環でしかないでしょうが、遺族にとっては受け入れ難い現実と向き合わなければならない不安な時間です。運転免許証を見せられ、「この人を殺したと言っているが、娘さんに間違いないか」と確認された後、すぐに調書を取られました。娘の死以前に、事件をも受け入れきれない状態のときに、軽い感じの話し方やパソコンの文字が半角になったのだ、プリンターの接続がどうだのという緊張感のない会話が何回か交わされ、その心配りのない態度に苛立ちを覚えました。こちらがどんな思いで座っているのかお考えいただけたら、直接の言葉はなくとも、その態度や話し方で気遣いを感じることができます。被害者や遺族に私のような思いをさせないで欲しいと思います。調書を取られるという初めての経験で受けた印象は、警察官全体に対する悪いイメージとして残ってしまいます。

また私は、娘が彼らに奪われたお金は全額戻ってくると思っていましたが、奪ったお金を使う時間がなかったにも関わらず、全額戻ってきませんでした。彼らは奪ったお金を三人で等分していました。私の手元に戻ってきたのは、その一人分だけです。何故でしょうか。一人の被告からしか証拠として押収していなかったからです。例え元々持っていたお金と奪ったお金が一緒になっていたとしても、娘から奪ったお金を全て証拠として調べて欲しいと思います。娘が働いて得たお金は一円たりとも彼らに渡したくないからです。

◆ 署名活動

このような色々な精神状態の中で、事件から僅かしか経たないときに、何人かの見ず知らずの方から励まし、労わり、犯人に対する憤り等のお手紙をいただきました。住所や宛名が完全ではないために、配達の方が「受け取りますか。拒否されますか」と持ってきてくれました。その中の一通に、『一人の被害者では、日本の司法では何故か死刑にならないだろう』と書かれていました。当然『死刑』だと思っていた私共は、それ以外の刑は考えられません。法的知識等、皆無の私共が思いつくのは、三人の極刑を求める署名活動しかありませんでした。娘は殺されるために生まれてきた訳ではありません。しかし、活動中に何度も頭をもたげたのは、当然の刑を下してもらうため

に、一番辛い立場の人が一番辛い時期にこのような活動をしなければならないという日本の司法に対する疑問や憤りでした。事件から20日程経った9月の半ば、姉と二人だけで活動をスタートさせました。当初は葬儀にご出席いただいた方、友人、知人、親戚等、住所の分かる方に封書を送りお願いをしましたが、毎夜遅くまで続く宛名書きに、手首は腱鞘炎のような痛みを覚えるほどでした。署名活動をやるのが新聞やテレビで報道されると、どうしたら署名ができるのかという問い合わせがマスコミの方に入ります。そのため、急遽、知人にホームページを立ち上げてもらい、用紙を印刷できるようにしましたが、立ち上げ早々は中々うまくいかず、多くの方に用紙を送らなければならない状態でした。毎晩寝るのは2時、3時となり、寝る間を惜しんでの活動となりましたが、後で振り返ってみると、悲しみに浸る時間がなく、精神的にはかえって良かったのだと思います。当然、友人に助けを求める連絡をと何度も思いましたが、皆仕事をされているために、遠慮が働きできませんでした。友人の方もかける言葉に困り、訪ねて行くことができない状態でした。ある日、勇気を持って訪ねてくれた友人が、私共の状況を見て、他の友人にも声を掛け、手伝ってくれることになりました。土日の貴重な休日を、朝から夕方まで封書の開封作業です。活動は封書だけではありません。街頭での署名活動を9月の末に4日間、一日2時間だけですが、名古屋駅周辺で行いました。私は立ち上げたホームページのメールの処理が忙しく、その時は参加できなかったのも、姉に代わりにやってもらいました。帰宅した姉から、署名をお願いした方の半分程の方は、この事件をご存じなかったことを聞き、とても驚きました。事件から一ヶ月後のことです。それほど世の中の出来事に無関心なののでしょうか。そう思いたくはありません。しかし、事件の内容を話し、署名をお願いした方は全員協力してくださいました。署名活動は当初打ち出した10月1日まで10万名を超えるご協力をいただくことができました。ホームページを立ち上げた9月22日夕方から計算すると、用紙を送り、送り返される郵送期間を除くと、ほぼ一週間の間に多くの方が署名して下さったこととなります。10月1日と打ち出したのは、法律を全く知りませんので、起訴のときに必要だと勝手に思い込んだからでした。署名のご協力もそうですが、私共に元気を与えてくれたのは、署名に同封された励ましのお手紙やホームページを通して送られてくる応援のメールでした。犯罪や交通事故の被害者やご遺族、子を持つ親、娘と同年代の方、中高生、司法に携わっていらっしゃる方、そして罪を犯したことがある人、闇サイトを使ったことがある人等、男女を問わず様々な

方が温かい言葉を添えて応援してくれました。その中には、たくさん署名を集めて下さった方も多々いらっしゃいました。見ず知らずの方が、事件を自分のことのように捉えて下さり、友人や知人、親戚に声をかけ、何千名、何百名と集めて下さったのです。中々できることではありません。逆の立場だったらと思うと、言葉では言い表せないほどの感謝の気持ちでいっぱいになります。勿論、私共の、友人や知人、親戚もたくさん集めてくれました。当然のことですが、逆のメールも本当に少ないメールでしたがありました。しかし、応援のメールを読む時間さえままならない状態でしたので、それらのメールはしっかり読んでいません。署名活動は、全ての裁判が結審したことを受け、娘の五年目の命日を持って終了しましたが、その間にご協力いただいた方は332,806名になります。皆様にはただただ感謝の気持ちでいっぱいです。

◆ マスコミとの関わり

この活動には、マスコミの力が大きく影響を及ぼしたと思いますが、マスコミ被害がなかったわけではありません。犯罪に巻き込まれると報道関係者が自宅に殺到します。当然被害者や遺族にとっては迷惑千万なことです。私共も例外ではありませんでした。旅先で事件を知り、警察署へと向かった私共が調書を取り終え、署を出たのは午前1時を回っていました。警察署には既にマスコミが押し寄せていたので、裏口から出してもらい、自宅へと向かいました。自宅周辺にはマスコミらしき車が何台も停まっています。そのため家に帰ることもできず、そのまま姉の家に一泊することとなりました。心身ともに疲れているはずなのに、一睡もできませんでした。後に近所の方に聞いたところによると、私が帰宅しないので、近所の人を起こして、色々聞いて回ったそうです。時間は午前1時半頃のことです。後にご迷惑をおかけしたことをお詫びすることとなりました。しかし、署名活動を開始すると、一人でも多くの方に活動を知って欲しいと、できる限り取材に答えてきましたが、事件早々の取材ほど辛く苦しいものはありません。一番言いたくないことを聞かれます。答える度に娘のむごい姿を思い出すこととなります。取材は一社ではないために、何度も何度も傷口をえぐられる思いで取材に答えてきました。取材が終わるとぐったりして、暫く横になって休んだこともありました。こうして私は何度もテレビに出ることになりました。そのために、「この人ちょっと出過ぎじゃない」と言う声が入



づてに耳に入り、悲しい思いをしました。

◆ サポートセンターと支援弁護士の存在

そんな辛い思いをした甲斐があり、娘の事件を多くの人が知ることになり、署名は予想以上に集まりました。後は一日も早く公判が開かれるのを待つばかりです。その間、被害者サポートセンターあいちの支援員の方と月に一度の割合でお会いし、心情を聞いてもらったり、色々な支援を教えてもらいました。最初にお世話になったのは、街頭署名活動の警察署への届出です。またサポートの弁護士の先生お二方もセンターで紹介していただきました。

では、サポートセンターはどうして知ったか。実は事件早々から警察署の住民サービス担当の方にパンフレットをいただき、説明を受けていました。しかし、署名用紙の書式の問い合わせはできても、支援をお願いする電話は大変勇気がいり、中々できない状態でした。名古屋には犯罪被害者自助グループ「緒あしす」というのがあります。その会を立ち上げられた方が、間に入り取り次いでくれました。その方を取り次いでくれたのはマスコミでした。このような経験から重大事件の場合は、警察の担当の方が、直接サポートセンターを取り次いでくださると、もっと早い時期からセンターの支援が受けられるのではないかと思います。事件発生直後から、警察と連動して付添い、動いてくださる方がいらっしゃったら、死亡届の提出、捜査協力等、事件早々に係ってくる遺族の負担が軽減されると思います。私共は犯罪被害者遺族となった途端、未知の世界に放り出されます。色々な制度の紹介だけではなく、その窓口まで手配して下さるようなコーディネーターが必要だと思いました。

さて、弁護士の先生方にサポートをお願いしてから、公判前整理手続きが終わる度に、毎回検察庁に同行してもらい、その内容を一緒に聞いてもらったり、公判が始まるとサポートセンターの支援員の方々も含め、毎回一緒に傍聴してもらいました。皆様に同席してもらい傍聴することは、大変心強く、助かりました。ただ、先生方には大変申し訳ないのですが、弁護士という職業柄、時には被告の弁護、また今回のように被害者側のサポートをされるかと思うと、複雑な心境になることも事実です。

◆ 被害者にも国選弁護人を

ところで皆様はご存知でしょうか。罪を犯した者にはお金があろうとなかろうと、国選弁護人がつきます。娘の場合は被告が三人います。一審の裁判では、一人の被告につき二人の弁護人が、二審では、一人につき三人の弁護人がつきました。勿論、全て国選弁護人です。被害者側も被害者参加制度で国選弁護人をつけることができますが、この場合、現金や預貯金の合計が200万未満の人に限りです。

犯罪が原因で、治療費等を6ヶ月以内に支払う見込みのある人は、その金額を差し引いた残りの金額が200万未満です。それ以上ある方は、費用を負担して弁護人を依頼することになります。ここにいらっしゃる方も、現金や預貯金を合わせて200万あるかどうかお考えいただけたら、この制度の利用がいかにか難しいかお分かりいただけたらと思います。このように名目だけの制度ではなく、被害者も加害者同様に国選弁護人をつけてもらえるよう制度を改めて欲しいと思います。

私の場合は、被害者参加制度施行前でした。その制度とは別に、費用を負担して弁護人を依頼しました。また、証拠資料のコピーを手に入れようと思えば、罪を犯した者は弁護人を通じて無料で手に入れることができます。被害者側は、コンビニで1枚10円、私の家の近くでは1枚5円のコピー代が、1枚40円かかりました。費用を抑えるために、欲しい資料を厳選せざるを得ませんでした。実に不公平なおかしな制度だと思います。このコピー代は、私のときは40円でしたが、今はもっと減額されていると思います。

◆ 公判での遺族の想い

皆様は私のように一番大切な人を惨殺されたとき、何を一番望まれますか。私は一日も早く三人全員が死刑判決で結審し、刑が速やかに執行されることを願いました。しかし、被告A、Cの無期懲役確定で、その願いが叶うことはもうありません。娘の事件は、第一審が開廷されるまでに1年1ヶ月の歳月を要し、判決までにおよそ半年の裁判でした。第二審はそれから1年5ヶ月後に開廷され、判決までに8ヶ月半かかりました。公判を傍聴することは遺族にとってとても辛いことです。初めて被告を目にします。一度その中の被告一人と目が合い、数分間にらみ合いの状態になったことがあります。その時は、絶対に先に目を逸らさないとの強い思いで、相手を見続けました。傍聴席にいる私が、彼らに怒りをぶつける方法はそれぐらいしかありませんでした。時間的には短い時間だったかもしれませんが、私には長い時間を感じられました。また、凶器を目にしたり、娘の殺害状況を三人の被告それぞれから聞かねばなりません。娘が首を絞められ、被告Aに頭をハンマーで殴打されたときに言った「殺さないって言ったじゃないの」「お願い、助けて」「死にたくない」「お願い、話を聞いて」との途切れ途切れの搾り出すような最期の言葉も、守ることができなかった私にとっては、辛く、苦しい言葉として残りました。全員の死刑判決を望んでいた私は、一審の被告Cの無期懲役に納得がいかず、検事さんに意見書を提出しましたが、その作成のために何度も公判記録を読み返しました。二審の被告A、Cの無期懲役にも当然納得がで

きません。加害者は納得がいかなければ控訴したり、上告したりする権利がありますが、被害者には何もありません。検事さんをお願いするしかないのです。

何とか上告してもらうように何度も意見書を提出したり、最高検事総長や名古屋高等検察庁検事長宛に上告のお願いの手紙も出しました。その作成のためには、一審判決と同様、何度も公判記録を読み返せねばなりません。実は、この公判記録を読む作業がとても辛い作業で、忘れたくない娘の殺害状況を何度も何度も頭の中に刷り込む作業になってしまいます。また裁判の間ではありませんでしたが、娘が発見されてから司法解剖に至るまでの100枚以上の証拠写真を見せてもらい、その中の数枚をコピーして、手元に置いてありますが、一度もそのコピーを見ることができませんし、今後見ることはないでしょう。しかし、一度見た証拠写真の娘の姿は、事件後初めて会った娘の姿同様に一生忘れることはできません。私は検事さんに「裁判で始めて娘の殺害状況を聞くのはショックが大きいので、犯人の一人がマスコミに宛てた手紙の中で、犯行内容を書いているので、その手紙のコピーをもらってもよいか」と訊ねました。そのこともあり、次にお会いしたときには、詳しい内容を教えてもらいました。公判の前に事前に聞いていても、公判の傍聴は大変疲れます。公判で始めて娘の殺害状況を聞いたのであれば、最後まで傍聴ができたかどうか自信がありません。それほど遺族が公判を傍聴することは本当に心身共に疲れることなのです。真実が知りたい、そして娘の味わった苦痛や恐怖を少しでも共有してあげたいとの思いで、毎回足を運びました。

◆ 事件の風化

今一番私が危惧し、悲しいのは、事件の風化です。事件は時間の経過と共に世間の人からは忘れ去られていきます。事件イコール娘のむごい姿に繋がる私共は、事件を一日も早く忘れたいと思っていますが、世間の人には、こんなに酷い事件が起きたことを忘れてほしくありません。そして、二度と同じような事件が起きないことを願っていましたが、残念ながら去年(平成25年)の11月、闇サイトで募った三人の男たちに女子中学生が誘拐されるという事件が田園調布で起きてしまいました。幸いにこの女子中学生は、何事もなくご両親の元に帰ることができました。本当に良かったなと思います。この事件と娘の事件の大きな違いは、この事件はご両親に身代金を要求しました。娘の場合は、娘本人に暗証番号を言わせるという方法で要求しました。娘はこのとき、語呂あわせで『ニクムワ』と読める『2960』という嘘の暗証番号を彼らに伝えました。狭い車の中で自分よりずっと体格の大きい見知らぬ三人の男たちに囲

まれて、手錠をかけられ、包丁を突きつけられた状態で嘘の暗証番号を選択した娘の心情を思うと、いたたまれない気持ちでいっぱいになります。私共は、何年経とうとも大切な娘を失った悲しみは薄らぐことも無くなることもありません。深い悲しみに形を変えただけです。一日たりとも涙を流さない日はありません。だからといって、泣いてばかりいる訳でも、憎しみに満ちた生活を送っている訳でもありません。ここにいらっしゃる皆様と同じように普通に生活しています。ただ、二度と幸せを感じることはありません。

私は娘に幾つになっても働ける間は働くつもりと言っておりましたが、事件の後、仕事を辞めたまま現在に至っています。職場から「出社できるようになるまでゆっくり休んでください」と温かな言葉をかけてもらいました。署名活動を開始したときも上司に率先して協力していただきました。しかし、働いている以上、迷惑をかけることはできません。四十九日が済むと職場に復帰しましたが、活動の方は未だ忙しい状況でした。仕事を終え、活動する姿を見て、身体を心配した姉が仕事を辞めるよう説得してきました。確かに今ここで私が倒れると活動は駄目になってしまうかもしれません。仕事はまた探せばいいが、活動は今しかできないと思い、職場を辞職しました。これまでは一段落すると、娘に遊んで生活する姿は見せることができないと就職活動を開始しているところです。しかし、今は、親の後ろ姿を見せる子どもがいません。子どもがいたから私自身も成長することができたと、つくづく痛感しています。

◆ 一審後の転居

また、私は一審の判決が出た年の夏に、30年住む娘との思い出が詰まった住居を変えました。私が事件早々から署名活動をし、取材もできるだけ応じたと申しましたが、そのことにより私の個人情報も全て流れてしまいました。勿論、承知の上での活動でした。女性の一人暮らし、娘の預金、そして用紙を求めて訪ねていけるほど明らかになった住所。それに輪をかけたのは公判を傍聴して知った闇サイトに集う者の思考回路でした。未だ闇サイトは何ら法的規制もされずに存在します。そこにアクセスする者も



後を絶ちません。彼らに死刑を科す活動をしていることを思うと、怖くてそのまま住み続けることはできませんでした。実際に善意のある方々ばかりでしたが、見知らぬ方が何名か用紙を求めて訪ねて来られました。事件当初は暫く姉が同居してくれたために、直接お会いすることはありませんでした。しかし、私が一人で生活するようになったときに、見知らぬ方が訪ねていらっしゃったらと思うと、強盗殺人という重大事件に巻き込まれただけに、一般の方以上に恐怖心がありました。一審の判決までは、取材を受ける場所としての必要性から留まっていたのですが、判決後は住居を変えることを考えていました。事件のあった年の12月、役所に市営住宅から市営住宅へと代わることができるかどうかの相談に行きました。ちょうど犯罪被害者等基本計画に基づき、規程の変更がなされようとしていました。私共遺族も「その対象に入れるよう打ち合わせのときに言っておきます」とのことで、平成20年4月、住んでいた住居から遠く離れた二箇所の市営住宅が用意されました。これは、決まった場所にどうぞという形でしたので、希望に添わないと利用することはできません。空いている住宅を選択できる方法にしていれば、もっと利用できるのではないかと思います。私は用意された住宅を利用することができず、他の方法を考えざるを得ませんでした。

◆ 司法の判断について

これまでにお話したことを短くまとめてみます。私はある日突然、見知らぬ三人の男たちによって、たった一人の家族である娘を惨殺され、亡くしました。そのことにより、仕事を辞め、30年住んだ住居を去り、裁判や署名活動で、多額の費用を使いました。娘はまじめに生きてきただけなのに、31歳という若さで強制的に人生を閉じられ、夢や希望、未来の全てを奪われてしまいました。片や、罪を犯した者は、三食税金で食べさせてもらい、身体の調子が悪いと看てもらい、裁判では一人に二人や三人もの国選弁護人をつけてもらい、犯罪心理鑑定等の手厚い弁護を受け、拳句に好き勝手な言動で、より以上に遺族の心を逆なでします。娘の最期の言葉に耳を貸さずに命を奪ったのに自らの命は守ろうとして叶えてもらいます。これってとてもおかしいことに思います。実はこの言葉は、二審の裁判のときに裁判長に向かって話した言葉です。三人の裁判官には遺族の気持ちは届かなかったようですが、皆様はどのようにお感じになられるでしょうか。楽しんでお金を得ようとまじめな若いOLを拉致し、暗証番号を聞き出し、預金を引き出し、最後は殺すと決めての犯行でした。娘が嘘の暗証番号を言ったため、娘から奪ったお金が少ないからと、娘を殺害したその日の夜にも同

じような犯行を企てていました。それなのに被告Aを死刑から無期懲役に減刑した二審判決は、三人が初めて会って僅か数日でこのような強盗殺人等の犯行を計画実行しているの、犯罪傾向性は進んでいないとし、更生の可能性を選択しました。普通の感覚は逆なのではないでしょうか。三人が初めて会って、僅か三日でこのような犯行を計画・実行しているということは、人の命を奪うことに何ら躊躇もしていないということで、犯罪傾向性は進んでいるとみるのではないのでしょうか。生育歴、心理テスト、その他の手法を用いて行われた犯罪心理鑑定の結果も、犯罪の親和性は低いと結論付けました。被告Aに対しては攻撃性の少なさであるとか穏やかさがむしろ表に出ているとまで言いました。結果、被害者が一人である本件では、死刑選択がやむを得ないと言えるほどの悪質な要素があったとは言えないとし、最高裁もこれを支持したのです。全ての裁判が結審し、私の心に残ったのは、娘の無念を晴らせなかった悔しさと司法に対する不信感だけです。しかし、これで終わりませんでした。最高裁が被告Aの上告を棄却し、無期懲役が確定してから1ヶ月もしない8月3日に、被告Aは今から16年前に起きた碧南の夫婦強盗殺害事件の容疑者として逮捕され、被告Aの手によって娘が拉致されたのと同じ5年後の8月24日に起訴されました。この日は当時と曜日まで同じ金曜日でした。また去年の1月には、別の強盗殺人未遂事件の容疑者として逮捕され、2月に起訴されました。不思議なことにこの事件の犯行日は、娘の30歳の誕生日の日でした。私には娘が被告Aの余罪を洗い出すことを応援してくれているように思えてなりません。これで、二審の裁判官や犯罪心理鑑定士の犯罪傾向性は進んでいない、犯罪の親和性は低いとした判断が誤りだったことが明らかとなりました。どちらの事件も複数で起こした事件で、被



告Aは主犯とみられています。この二つの事件の解決には、刑事さんたちの大変な働きがあったからと感謝しています。この事件の担当ではない方から、お電話をいただいたときに「頑張ってくださいとお伝えください」と申しましたら、その方は「いやぁ～私から見ても、本当に良く頑張っていますよ」という言葉を返されました。この言葉を聞いて、刑事さんたちの犯人逮捕にかける熱い思いを知ることができ、とても嬉しく思いました。ただ、もっと早く事件が解決していたら、娘は今も元気に生活していたのではないかと思うと、残念でなりません。事件の早期解決が、次の被害者を生まないことに繋がるのだと改めて感じました。二つの事件は最初の事件の起訴から2年以上経っていますが、未だ裁判が開かれていません。開廷されたとき、今度はどのようなことを言って罪を軽くしようとするのか、興味を持って傍聴したいと思っています。

◆ 宙(そら)の会

私は殺人事件の被害者の会『宙(そら)の会』に入会しています。この会のご遺族の多くは、未解決事件のご遺族です。そのために私が入会する前ですが、時効制度廃止を願って活動され、平成22年4月27日に公訴時効制度廃止法案が成立いたしました。遺族の方は一日も早い事件の解決を願い、大切な方のご命日になると情報提供を求めるピラ配りをされますが、何回かそのお手伝いをしたことがあります。その時に「頑張ってください」と温かな言葉をかけてくださる方や、無視して通り過ぎて行かれる方など様々な方がいらっしゃいます。受け取っていただけないときは、本当に悲しい思いになります。例えば情報はなくとも、受け取っていただけるだけで、ご遺族や手伝っている者は元気をいただけます。皆様がどこかでこのような場所に出くわされた場合、気持ちよく受け取っていただくようお願いいたします。また、小さなことでも結構ですので、気がつかれたことがあれば、警察の方へ連絡していただけるようお願いいたします。そして今『宙の会』は、次の目標、殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立に向けて動き出しています。現在の民事面における実効性の欠ける部分を補うものとして実現を期待しています。

◆ 賠償金を受け取れない方がほとんど

皆様は、遺族が加害者に対して、損害賠償請求の民事裁判を起こすと判決で出た賠償金は分割なりで支払われているとお思いではありませんか。実際は、支払いを受けていないご遺族がほとんどです。あるご遺族は、支払えないなら金額を刑期に代えてもいいから、その分刑務所の中で服役して欲しいと言われていました。私も訴訟を起こせば、

加害者に相当の賠償判決が出たでしょう。しかし、お金目的で起こした事件だけに支払い能力はないでしょう。ない袖は振れぬで、支払えないと言われれば、その判決を得ても絵に描いた餅で終わってしまいます。弁護士費用がかかるだけなので、民事を起こす気にもなれませんでした。娘が生きていれば、引き続き社会生活を営み、老い往く私の喜びとなってくれたでしょう。そんな娘の全てが奪われ、親の私にも多大な損害をもたらしておきながら、そのことについては今の民事法ではゼロ解答で通るのです。何とも理不尽です。判決が出たら、国が一旦加害者に代わって遺族に損害賠償金を支払い、その後、国が求償権に基づいて加害者に請求し続けるという制度で、資産の差押さえや或いは遺産相続、刑務所内における作業報奨金の差押さえなど、あくまでも加害者責任を明確にし、追求する制度が必要です。刑事罰だけではなく、民事罰も果たさせるべきだと思います。

◆ 司法について

娘の事件に戻りますが、死刑選択基準である『永山基準』の中には、前科も含まれています。これまでに被告Aは交通違反しかなく、凶悪犯罪への傾向を示すものがないことも犯罪傾向性は進んでいないと判断された要因の一つでした。しかし、娘の事件の9年前に面識もない人を二人も殺害し、一年前には殺人未遂を犯していたのです。事件が表に現れていなかっただけでした。このような現実を前にすると、前科をどこまで量刑に反映させるのか疑問に感じます。また、死刑選択に被害者の数が重要視されることにも疑問を感じました。計画的な無差別強盗殺人のどこが死刑にするほど悪質でないとと言えるのでしょうか。被害者の数がそんなに重要なのでしょうか。何の目的で、誰をどのようにしたかという犯罪内容が一番重要なのではないのでしょうか。その中にこそ、犯した者の人間性の全てが現れているのではないのでしょうか。被告Aは二審で死刑から無期懲役に減刑された途端、謝罪の手紙を送りたいという申し出もなくなり、何も言うてこなくなりました。本気で反省し、謝罪する気があったら、これまでの犯行を自供していたはずですが、二審判決も被告Aに対し、「自らがした行為に対し、正面から向き合って真摯に反省しているとまでは言えない」としています。事件から4年近く経っても反省できない人を、どうして更生の可能性があるかと判断できたのか。私には理解できません。また事件を犯したことについても、ばれなければそれでいいやという気持ちで事件を隠蔽することしか考えていませんでした。もう一人、自首減刑で無期懲役が確定している被告Cも、一審の判決が下されたその日

の取材に対し、「誰のお陰で事件が解決したかとの思いだったから満足している。今でも悪いことはばれなきゃいいという気持ちは変わらない」と答えています。これまでの裁判を通し、身勝手な欲のために何の関係も、落ち度もない人の命を簡単に奪える者は、善悪に対する根本的な考え方が一般の人とは違うということを知りました。被告の一人は、殺害行為は仕事感覚だと言いました。ゴキブリを殺すのと一緒にだと。人はどのような人でも最低限の道徳心を持ち合わせていると思っていましたが、それは大きな誤りで、綺麗ごとでは済まされない、どうしようもない人間が存在することを認識する必要があります。このように考えると“加害者の更生”という未来の不確定なことを前提にして裁くのではなく、まじめに生きている人を守ることを優先して裁く司法であって欲しいと思います。

これまでに、私が受けた一番大きな二次被害は、この司法の世界にありました。皆様も私と同じように一番大切な人を惨殺されたとき、このような言葉を聞いたとしたら、どう思われますでしょうか。想像しながら聞いていただきたいと思います。先程から何度も言っている言葉ですが、裁判官の「被害者が一人である本件では死刑選択がやむを得ないと言えほど悪質な要素があったとは言えない」。弁護士の「被害者が一人で死刑になった事件に比べると、この事件はそれほど酷い事件ではない」など、司法の世界ではごくごく当たり前の文言が、どれ程私の心を傷つけたことでしょうか。主人を急性骨髄性白血病で亡くした後、当時1歳9ヶ月だった娘を生きがいに事件までの30年間をずっと一緒に暮らしてきました。一人の被害者と言えども、私にとってはかけがえのない大切な娘でした。また、裁判官の「殺害の態様が残虐性を増したのは、被告人等が想像しているよりも被害者がなかなか絶命しなかったため、殺害手段を次々に変えた結果であり…」との言葉は、残虐になったのは娘がさっさと死ななかつたせいだと言われているような気がしました。残虐であろうとなかろうと、最後は殺すという目的のためにはどんな方法でも良かったのです。そして二審の裁判では、私共が受け取りを拒否した被告Aの謝罪の手紙を、裁判という拒否できない場所で弁護士は延々と読み聞かせました。私共遺族に読み聞かせるというよりも、裁判官に聞いてもらいたかったのだと私は思います。聞く耳を持たない私にとっては、苦痛以外の何ものでもありませんでした。

◆ 支えてくださった方への感謝

これとは逆に多くの方々が、遺族の心に寄り添ってくださったことはとても有り難かったです。

私と同じように犯人に対して怒り、死刑は当然と

して賛同してくださったことは、精神的に大きな支えとなり、暗くて深い闇の中を抜け出す元気と勇気になりました。また手記を通してのご遺族や直接お会いするご遺族など、同じような犯罪被害者ご遺族の存在も大きな支えとなりました。何年経っても何かの拍子で、フラッシュバックして事件当初に戻ってしまい、どうしようもなく辛く苦しいときがあります。このような時は同じようなご遺族のことを思い、「辛いのは私だけではない。多くの方が同じような辛い思いを抱えながら頑張っているんじゃないか。他の人にできることなら私にもできないことはない」と自分自身を奮い立たせています。生きている限りこの繰り返しが続いていくのでしょう。

◆ 亡き娘の言葉

最後に、娘が遺した言葉を皆様に送りたいと思います。娘は囲碁をやっていましたが、その仲間との連絡はインターネットのmixi(ミクシィ)を通じてやっていました。娘が亡くなった後、それをコピーしたものをいただきました。その中に、『突然の死』というタイトルで、会社関係の方が突然お亡くなりになったときに書いたものがあります。これはその一部です。娘が亡くなる3ヶ月前のことです。


「人と人とのつながりって、普通に、今日も明日も変わらずに続くと思いがちで無意識に信じてしまっていますが、今回みたいなことがあると思いがち知らされます。どうして、明日もまた無邪気に会えると信じてしまっているのでしょうか。もっと身の回りの人との関係を大事にしていかないとって思いました。今このときが、最後になるかもしれないのですよね」

また、最後にこのように言っていました。

「今、普通に生きていることだけで、感謝しなければなりません。人間って、やっぱり一人じゃ生きられません。自分が意識していないところでも、きっといっぱい色々な人のお世話になっているのでしょうね」

そして、私への遺言として受け取った言葉があります。

「悲しむより、楽しかった思い出を大事にして、いつまでも忘れないでいよう」



～参加者の感想～

- ◇被害にあわれた方の話を初めて聞き、その苦しみ、無念さを痛いほど感じました。
- ◇犯罪被害者が受ける被害の大きさ、悲しみ、憤りなど改めて考えさせられました。



静岡県共同募金会「使途選択募金」助成事業

遺族の手記「みかんのはな」vol.3発行

この程、寄付者が使い道を指定できる「使途選択募金」を静岡県共同募金会が窓口となり、平成26年1月から3ヶ月間募金活動を実施した結果、308,421円の募金が寄せられ、この募金を原資に、遺族の手記「みかんのはな」vol.3を5,000部製作することができました。

この手記には、大切なお子様を亡くされた5人の方が、事件・事故直後の様子や現在までの心境等を綴ってくださっています。

手記を通して、被害者やご遺族の想いを理解していただき、犯罪被害者支援の必要性や活動を続けていく上で欠かせない支援者の輪を広げていきたいと思えます。



～「使途選択募金」にご協力いただき、
ありがとうございました～



「平成26年度全国被害者支援ネットワーク(東海・北陸ブロック) 質の向上研修上半期・下半期研修会

認定NPO法人全国被害者支援ネットワークでは、東海・北陸ブロック(石川、富山、福井、岐阜、愛知、三重、静岡)「質の向上研修会」を毎年開催し、犯罪被害相談員や直接支援員のスキルアップを図っておりますが、平成26年度は、静岡県が幹事県として研修会の企画・運営をし、平成26年6月14日～15日に上半期研修会を、本年2月7日～8日に下半期研修会を開催しました。

研修会ではロールプレイや事例検討会等の実技研修を中心に開催され、また他県の相談員等と交流することで各県の支援内容を知る良い機会となり、実りある研修会となりました。



～研修会に参加して～

私は先日、東海・北陸ブロック研修を受講しました。研修では、被害者のニーズに応え、質の高い支援を行うための学びをしました。さらに、研修を受講することで、他の地域の支援センターとの繋がりを深めることができました。このように、私たち支援員は被害者の方が一日でも早く元の生活に戻れるように、日々研鑽を積んでいきます。(S.H)



支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成26年7月1日～平成27年1月31日

アイウエオ順(敬称は略させていただきます。)

青木 則子	赤池 培男	旭化成株式会社	熱川防犯協会
熱海警察署	(一社)熱海市観光協会	熱海市町内会長連合会	熱海商工会議所
安東 則夫	石井 純一	石居 昌巳	石原 えつこ
伊豆の国農業協同組合	磯一光組	伊藤 育子	株伊藤園
伊藤園産業界	伊東警察署	伊東市地域行政連絡調整協議会	伊東商工会議所
いなば食品株式会社	岩崎 明司	磐田警友会	宇佐美 達也
内山 隆司	梅原 宏史	エス・ケイリース土木株式会社	株エスバルス
株エスバルスドリームフェリー	大庭 茂利	大仁警察署	大仁警察署管内防犯協会
小楠 和男	表富士工業団地協同組合	掛川商工会議所	片田 弘子
(有)割烹若さむ富海亭	加藤 史佳	株加藤オートリペア	河井 榮
河合 竜司	河越 太郎	川崎工業株式会社	川嶋 晃
株川島組	汗管興業株式会社	菊川地区安全運転管理協会	木宮 明恵
清澤 郁子	久保田 明	栗原 藤男	桑原 勝義
小池 婦美子	コーニングジャパン株式会社	奥水 誠司	御殿場警察署
後藤 榮	後藤 千代子	小林 暁	櫻井 宏
櫻井 彰利	佐野 愛子	佐野印刷株式会社	重木 孝子
繁松夫妻の結婚を祝う会	静岡ガス株式会社	静岡県経済農業協同組合連合会	静岡県警察学校初任科短期課程第87期第1学級
静岡県警察学校初任科短期課程第87期第2学級	静岡県警察学校初任科短期課程第87期第3学級	静岡県警察学校初任科短期課程第88期第1学級	静岡県警察学校初任科短期課程第88期第2学級
静岡県警察学校初任科長期課程第98期第1学級	静岡県警察学校初任科長期課程第98期第2学級	静岡県警察学校初任科長期課程第98期第3学級	静岡県警察学校職員一同
静岡県警察カンパニー製作委員会	静岡県警察官友の会	静岡県警察官友の会熱海支部	静岡県警察官友の会大仁支部
静岡県警察官友の会菊川支部	静岡県警察官友の会藤枝支部	静岡県警察官友の会牧之原支部	静岡県警察官友の会三島支部
静岡県警察刑事OB会有志一同	静岡県警察交通OB会一同	財静岡県警察職員互助会	平成26年度静岡県警察青年警察職員合宿研修修生一同
静岡県警察本部警務部厚生課	静岡県警察本部警備課	静岡県警察本部教養課	静岡県警察本部総務部
静岡県警察本部鉄道警察隊	財静岡県警友会	静岡県公営競技連絡協議会	(一財)静岡県交通安全協会
静岡県交通安全協会湖西地区支部	静岡県交通安全協会菊川地区支部	静岡県交通安全協会天竜地区支部	静岡県交通安全協会三島地区支部
(一社)静岡県ゴルフ場協会	静岡県中部質屋協同組合	静岡県自転車軽自動車商業協同組合	(一社)静岡県自動車会議所
社静岡県柔道整復師会	静岡県農協暴力・防犯対策協議会	静岡市自治会連合会	静岡市清水区自治会連合会
静岡市遊技業組合	静岡中央警察署	静岡中央警察署初任科短期課程第87期生	静岡中央警察署若手登山訓練隊第2班一同
静岡鉄道株式会社	静岡トヨペット株式会社	静岡南警察署	株静岡リビング新聞社
しずてつジャストライン(株)	(有志)太折込広告センター	信濃商事株式会社	島田市自治会長連合会
島田商工会議所	下田警察署	下田地区安全運転管理協会	株ジャンゾン化粧品
新興港運株式会社	鈴木 寛一郎	鈴木 智子	鈴木 紀義
鈴木 洋佑	鈴木 寛一郎	裾野警察署	裾野ライオンズクラブ
セキスイハイム東海株式会社	高田 好浩	高橋 寛之	高山 功
竹田 昌久	田代 稔	田中 広子	千歳町自治会
中部電力株静岡支店	土屋 賢太郎	社会福祉法人学校法人天竜厚生会	天竜地区安全運転管理協会
株土井酒造場	東海ワッチャーサービス株清水支社	東堂 陽一	東名興産株式会社
巴包装株式会社	戸本 松造	中田 力太	株中村組
鍋倉 伸子	仁科 喜世志	日本軽金属福原製造所	沼津警察署
沼津駿東遊技場組合	籠子のおでん	萩本 鉄	株橋本組
浜松東警察署	浜松市自治会連合会	浜松信用金庫	早坂 しおり
原本 英三	伴 信彦	一杉 泰博	平塚 哲也
福地 明人	藤枝警察署	富士岳南ライオンズクラブ	富士警察署
富士商工会議所	(一財)富士心身リハビリテーション研究所	富士宮警察署	富士宮市区長会
富士宮中央ライオンズクラブ	平安祭典静岡	(一財)星いきいき社会福祉財団	細江警察署
ホテルシティオ静岡	ホテルセンチュリー静岡	蕎麦庵まへ田 前田 茂樹	前林 孝一良
牧之原警友会	株マキヤ	松澤 絃一郎	松下産婦人科医院
松本 喜代子	松谷 清	株丸川	三島警察署
三島信用金庫	三島地区保護司会	株水野組	三井 義廣
宮澤 正美	株モカワ	望月 俊郎	望月 威男
藪田 宏行	山中 博史	山本 正幸	湯田 アヤ子
湯田運送株式会社	吉川 正宏	良知 淳行	株リサイクルクリーン
社会保険労務士法人ロームシステム	若澤 初男	割朝 健太郎	匿名29件

☆広がれ、ホンデリング☆

平成26年1月から始めた「ホンデリング」事業ですが、多くの方にご協力いただき、この1年間で7,939冊のご協力をいただき、買取金額105,372円を寄付としていただきました。手軽にできる支援活動として、これからも事業を行ってまいりますので皆様方のご協力をお願いします。詳しくは、ホームページをご覧ください。事務局までご連絡ください。



《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助
会費

法人・団体
個人

10
10

10,000円以上
2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】
【加入者名】

郵便振替:口座番号 00870-7-50944
NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後援

静岡県警察本部
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会



発行

認定NPO法人

静岡犯罪被害者支援センター

〒420-0032

静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階

発行月 平成27年 3月